

福岡県小学生バレーボール連盟 登録規定

福岡県小学生バレーボール連盟規約第22条により、加盟団体登録規定を以下の通り定める。

1. 目的

福岡県小学生バレーボール連盟（以下県小連という）の登録規定は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下日本協会という）、日本小学生バレーボール連盟の登録規定に基づき、県小連の活動や競技会の運営を円滑且つ教育的に行うことを目的とする。

2. 登録及び手順

① 県小連への登録は、以下の登録を必要とする

- 1) 日本協会登録（個人登録管理システム・・・以下JVA-MRSという）
- 2) 県小連登録（県小連所定の用紙）
- 3) 指導者登録（県小連所定の用紙）

② 登録の手順

1) 県小連登録

（イ）チームは所定の用紙に必要な事項を記入し捺印・登録料を添えて、県小連の定める地区（以下地区という）常任理事へ提出する。

（ロ）地区常任理事より県登録統計委員長へ提出する。

2) 日本協会登録

（イ）県小連登録を基に、JVA-MRSの入力を行う。

（ロ）登録料を納付する。

3. 登録の完了

① 登録の完了は県小連所定の用紙の提出、JVA-MRSの入力とそれぞれが定める登録料を納付したときに、登録の完了とする。

② 登録料は補則にて定める。

4. 登録期間

① 登録有効期間は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

② 登録は、毎年新年度登録開始日から4月30日の間に行うこと。但し、追加登録については随時行うことが出来る。

5. チーム登録

① チーム登録は、以下の内容について日本協会、県小連とも同一でなければならない。

1) チーム名

2) 代表者氏名・住所

3) 登録責任者氏名（日本協会2名、県小連1名）・住所

② 県小連登録責任者は、日本協会の第1責任者とする。

③ 代表者は、チームの最高責任者であり、チーム活動全般において責務を負う。

④ 登録責任者は、登録に関することにおいて代表者と共に責務を負う。

⑤ 登録に疑義がある場合は、県小連常任理事会にて決定する

6. メンバー登録

① メンバーの登録資格は、国・公・私立小学校及び各種学校に在籍し4月1日現在、12歳未満の者とする。

- ② メンバーの登録は一人1チームとする。
- ③ 日本協会・県小連の登録氏名が同一であること。
- ④ メンバー登録は教育的配慮（補則にて説明）から以下の通りに定める。
 - 1) 保護者の同意のもと、本人が居住する小・中学校区内のチームへの入部を推奨する。
- ⑤ 未登録メンバーは、県小連主催・共催・後援の競技会への参加は認められない。
- ⑥ 前年度と当該年度の登録チームが異なるメンバーについては、メンバーの移籍登録の扱いとなり「移籍届」を提出する。
- ⑦ チーム代表者はJVAメンバーにMRSのIDとパスワードを必ず通知をしなければならない。
- ⑧ 他チームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。

7. 指導者登録

- ① 指導者は日本協会（JVA-MRS）へチームスタッフとして登録しなければならない。
- ② 指導者は県小連に登録しなければならない。
- ③ 県小連へ登録した指導者は登録内容に変更（訂正・抹消・脱退・移籍）が生じた場合は速やかに変更登録を提出する。

8. メンバーの追加登録

- ① 県小連所定の用紙で、地区常任理事に提出する。
- ② 地区小連、県小連の承認を得て、日本協会（JVA-MRS）へ登録を行う。
- ③ 登録の完了がなければ、県小連主催・共催・後援の競技会への参加は認められない。

9. 退部メンバーの移籍・脱退・抹消届

- ① チーム代表者はメンバーから移籍・脱退・抹消の申し出があった場合は、迅速に対応しなければならない。県小連所定の用紙にて、移籍・脱退・抹消届を地区常任理事へすみやかに提出する。
- ② 日本協会（JVA-MRS）の移籍・脱退・抹消手続き
 - 1) 小学生チームから完全に離れる場合は「抹消申請」を提出する。
 - 2) 他のチームへの移籍の場合は「移籍届」、一時的に小学生チームから離れる場合は「脱退届」を提出する。
- ③ 県小連登録委員の承認で完了する。

10. 処 分

上記登録、移籍手続き等について、違反行為がある場合の処分については別に定める。

11. 登録規定の改定

登録規定の改定については、県小連常任理事会にて協議し、理事会において決定する。但し、緊急を要する事項については、常任理事会で協議決定し、次回の理事会で承認を得る。

附則1. 平成 8年 4月20日 施行

附則2. 平成20年 4月 1日改定施行

附則3. 平成21年 4月 1日改定施行

附則4. 平成25年 4月 6日改定施行

附則5. 平成30年 3月 1日改定施行

附則6. 令和 2年 7月 4日改定施行

福岡県小学生バレーボール連盟 登録規定補則

1. 登録料と登録の完了

- ① 県小連主催・共催・後援の競技会に参加するには、以下の手続きと登録料を納付し、登録を完了しなければならない
 - 1) 日本協会登録（個人登録管理システム・・・JVA-MRS）
 - 2) 県小連登録（所定の登録用紙にて行う）
 - 3) 指導者登録（所定の登録用紙にて行う）
- ② 登録料
 - 1) 福岡県小学生バレーボール連盟 1 チーム 5, 0 0 0 円
 - 2) 日本バレーボール協会（選手） 個人 1 人 5 0 0 円
 - 3) 日本バレーボール協会（チームスタッフ）個人 1 人 1, 4 0 0 円～2, 0 0 0 円
 - 4) 一般財団法人福岡県バレーボール協会 1 チーム 2, 0 0 0 円
- ③ 登録の手順
 - 1) 県小連所定の用紙で、地区常任理事に提出する。
 - 2) 地区小連は提出された登録届けが正当であるかチェックを行う。
 - 3) 地区常任理事より県小連登録統計委員長に提出する。
 - 4) 不正な登録が発覚した場合に、地区小連・県小連にチェックの漏れがあっても責任はチームにあり、規定の処分が科せられる。
 - 5) 新規チームの日本協会への登録は、県小連の登録承認後に行うこと。

2. 登録の期間

- ① 登録開始日から登録が完了する4月30日までに、開催される県小連主催・共催・後援の競技会は前年度登録を有効とし、開催要項を併用して行う。
- ② 4月30日以降に登録未了のチームは、登録が完了するまで、県小連主催・共催・後援の競技会の参加資格を失う。

3. チームの登録

- ① 県小連所定の用紙を地区小連に提出、地区小連はメンバー等をチェックし県小連に提出する。
- ② 県小連は、地区小連より提出されたチームについて審議し承認する。
- ③ 日本協会の登録は、県小連登録の承認後に行う。
- ④ 県小連主催・共催・後援事業への参加は県小連・日本協会の登録が完了しなければ認めない。

4. メンバーの登録

- ① 小学生バレーボールチームの構成メンバー登録は教育的側面を重視し、青少年の健全育成の観点から教育的配慮の下に行わなければならない。
- ② 入部を受け入れようとするチームは、入部希望者と保護者にチームの監督が指導方針を説明し理解を得ること。
- ③ 入部を受け入れようとするチームは登録前に体験入部期間を設けること。
- ④ 日常的にチームの練習に参加しているメンバーは、チームへの登録を行うこと。

5. 教育的配慮

教育的配慮とは、「学業に支障をきたさない」「学校生活や交友関係に支障をきたさない」「家庭に支障をきたさない」等々を考慮し、生活圏内で活動することで子どもや保護者の負担を軽減し、バレーボールを公平に楽しめる環境を整えること。

- ① 構成メンバーが学校生活・地域での生活を共にすることの重要性を鑑み、居住する小・中学校区内のチームへの入部を推奨する。
- ② 部員の減少でチームが構成できない場合の救済処置として教育的配慮を考慮し、近隣のチーム同士の合併を認める。合併については、県小連登録時に「合併の事由」を添付し地区常任理事の承認を得ること。

6. 処分

- ① 未登録メンバーが競技会へ参加した場合
 - 1) 発覚した時点で没収試合とする。
 - 2) チーム監督は1年間ベンチスタッフとして競技会に参加することを禁止する。
 - 3) チーム代表者・登録責任者1は、訓告処分とする。
- ②代表者・登録責任者1・監督が重複している場合は、その内の一番重い処分が科せられる。
- ③処分については、県小連の規定にしたがって処分するが、それぞれの地区小連に規定がある場合はこれと併用して処分を科す。

処分についての最終決定は県小連であり、県小連より先に地区小連が処分してはならない。

附則1. 平成 8年 4月20日 施行

附則2. 平成20年 4月 1日 改定施行

附則3. 平成21年 4月 1日 改定施行

附則4. 平成30年 3月 1日 改定施行

附則5. 令和 2年 7月 4日 改定施行